

沖 縄 国 際 大 学

環 境 経 営 マ ニ ュ ア ル

—省エネルギー（CO₂排出の削減）、廃棄物の削減・リサイクル、節水への取組—

沖縄国際大学

沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号

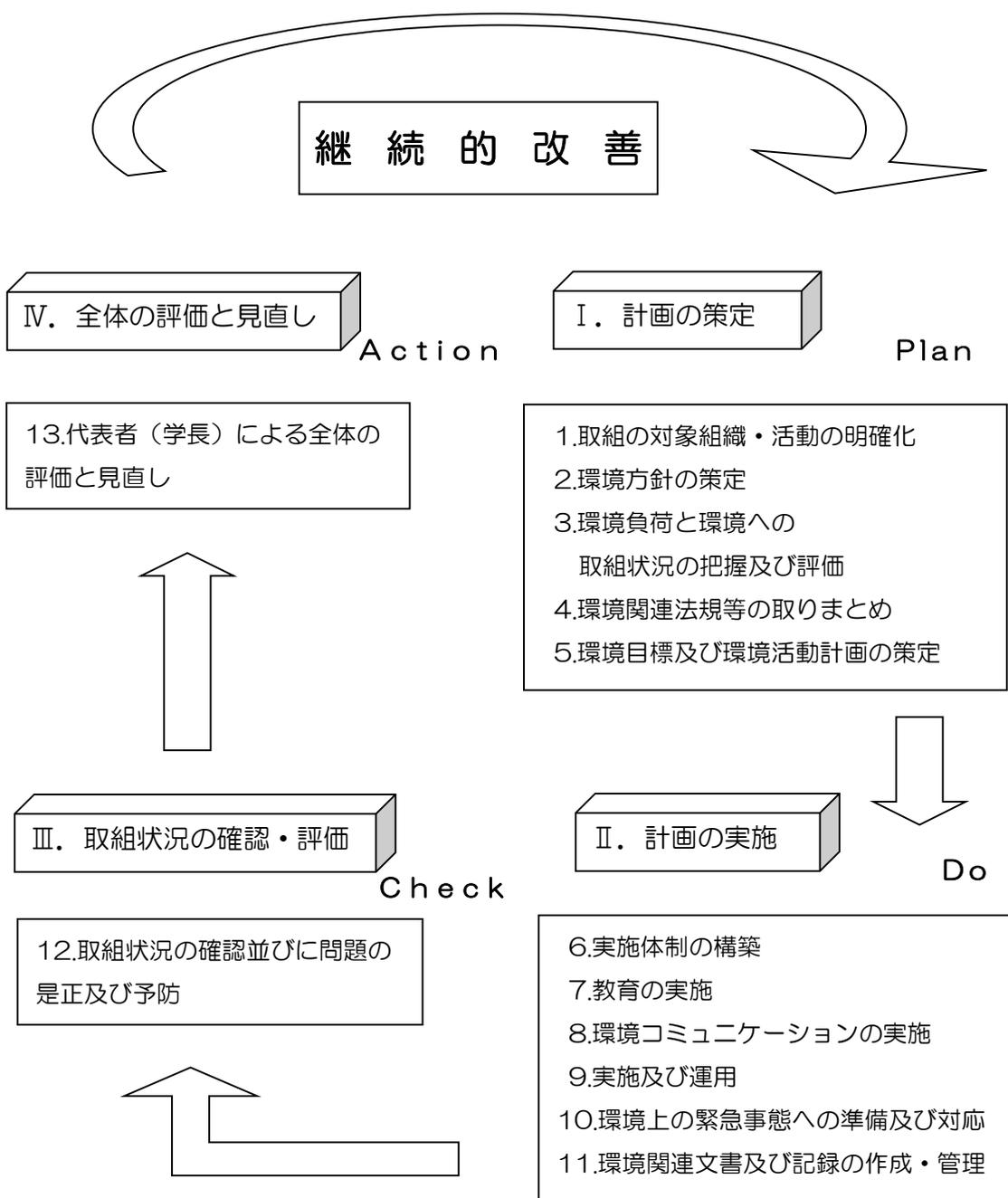
目 次

○環境経営システムの構築及び運用	1
○環境管理の取組に当たって	2
○沖縄国際大学環境方針	3
I. 計画の策定 (Plan)	
1. 取組の対象組織・活動の明確化	4
2. 環境方針の策定	4
3. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価	4
4. 環境関連法規等の取りまとめ	5
5. 環境目標及び環境活動計画の策定	5
II. 計画の実施 (Do)	
6. 実施体制の構築	5
7. 教育の実施	6
8. 環境コミュニケーションの実施	7
9. 実施及び運用	7
10. 環境上の緊急事態への準備及び対応	7
11. 環境関連文書及び記録の作成・管理	8
III. 取組状況の確認及び評価 (Check)	
12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防	8
IV. 全体の評価と見直し (Action)	
13. 代表者(学長)による全体の評価と見直し	9
改廃手続き	9
環境関連法規等一覧表	10
環境目標・環境活動計画	11-12

○環境経営システムの構築及び運用

沖縄国際大学（以下、本学という）は、本学の環境経営システムを構築・運用するために「環境経営マニュアル」を作成します。そのシステムは、「計画の策定：Plan」「計画の実施：Do」「取組状況の確認・評価：Check」「全体の評価と見直し：Action」のPDCAサイクル活動を行い、「継続的な改善」を図ることにより、システムの有効性の向上を目指します。また「環境経営マニュアル」は、定期的に見直すものとします。

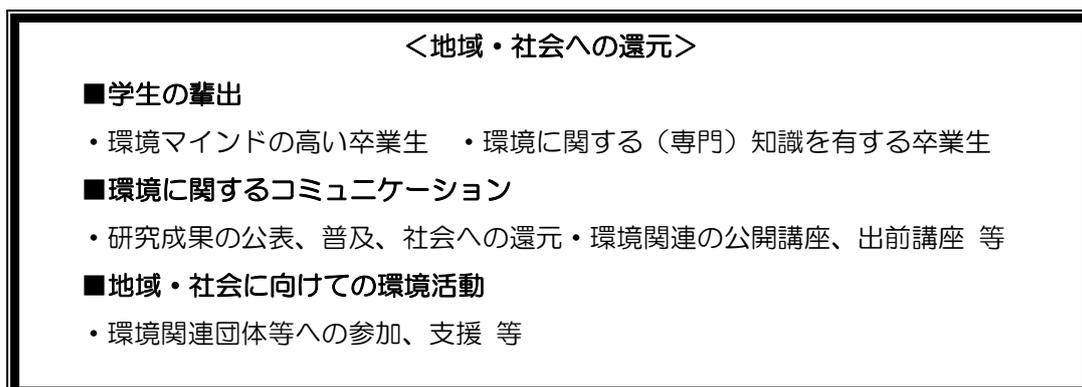
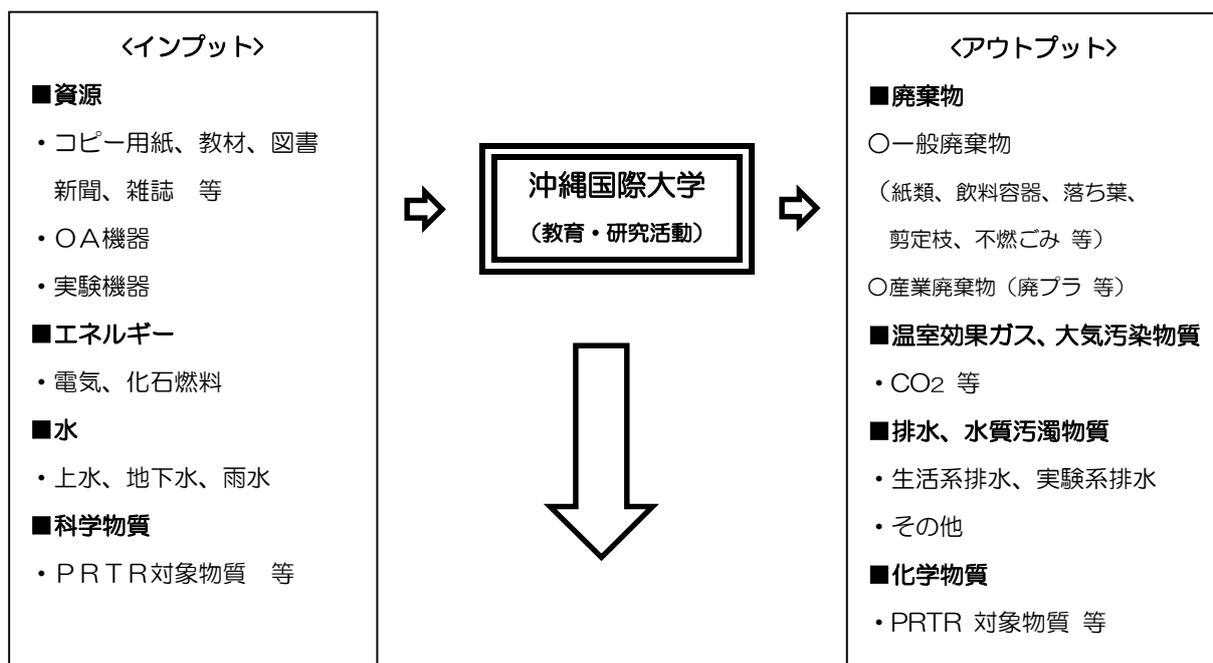
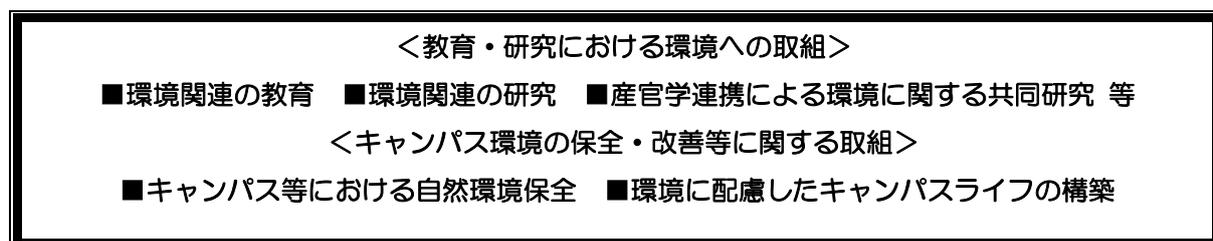
その「環境経営システム」のモデルは、下記の「システムモデル図」によります。



○環境管理の取組に当たって

大学における教育・研究活動等に当たっては、電気等のエネルギー、上水や紙類、化学薬品等、教育及び研究の場で様々なエネルギーや資源を消費し、廃棄物や温室効果ガス等を排出することで環境に負荷を与えています。一方、環境関連の教育・研究といった取組を通じ、環境意識の高い学生の育成、環境に関する研究成果の公表をはじめとした環境コミュニケーション等、地域・社会への還元・貢献がなされる必要があります。下記は、本学における環境への主な取組と負荷の全体像を示したものです。

本学における環境への主な取組と負荷の全体像



○沖縄国際大学環境方針

基本理念

琉球諸島の自然環境は、亜熱帯海洋性気候で多数の島々から成り立っています。やんばるの森や西表島に代表されるように、島ごとに固有の生物種が数多く生息する独自の生態系を形成しています。加えて、独自の生態系を持つ島々で暮らす人々の営みが独特の歴史・文化・社会を築いてきました。

本学は開学以来、沖縄の自然・歴史・文化・社会の恩恵に浴しながら育まれてきました。それゆえに、本学は自然環境の保全に努め、地域の歴史・文化・社会を大切に、次世代に引き継ぐ責務を有すると考えます。よって、本学は自然環境や地域社会特性等に配慮しながら教育研究活動に伴う環境負荷の低減に努め、地域との連携・共生を図り、社会的責任を担うべく様々な方策を模索し、計画の策定、実施、確認、評価・見直しにより学内外の環境問題に適切に対応していくよう努めます。

併せて、21世紀の多様な現代社会において持続的発展可能な循環型社会、自然共生社会、低炭素社会の構築に貢献できる高い見識を身につけ将来を担う人材を育成することを目指します。

環境方針

本学は、基本理念を実現するために、以下の活動に積極的に取り組みます。

- 1 地球温暖化防止のため、省エネルギー、廃棄物の削減、節水及び雨水利用、グリーン購入等に努め、汚染の防止、環境負荷の低減に取り組みます。
- 2 生物多様性の高い生態系を有する琉球諸島に位置する大学として、環境保全・再生に関する教育研究を実践し、環境意識の高い人材を育成します。
- 3 環境に関する公開講座などの開催や研究成果の公開を推進し、環境保全に貢献します。
- 4 全組織、全教職員、全学生の参画の下に環境経営システムを構築し、PDCAサイクル活動を実施して継続的な改善を図ります。
- 5 環境方針を実現するために、環境目的・目標を設定し、環境保全に取り組むとともに、定期的な見直しを行います。
- 6 環境に関する法規制、条例、協定、学内規定等を遵守します。
- 7 環境方針や環境活動を学生・教職員及び一般社会へ公開します。

令和3年10月13日 制定
沖縄国際大学 学長

I. 計画の策定 (Plan)

1. 取組の対象組織・活動の明確化

- (1) 本学は、全組織全活動を対象として環境管理に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。
- (2) 取組の対象とする組織及び活動を明確にするとともに、環境活動レポートに明記し、公表する。本学の取組対象範囲は以下のとおりとする。

①対象組織（全組織）

- (イ) 沖縄国際大学（沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号）
- (ロ) 沖縄国際大学東村セミナーハウス（沖縄県国頭郡東村字平良766番地2）
- (ハ) 沖縄国際大学後援会事務室（沖縄国際大学厚生会館3階）
- (ニ) 沖縄国際大学校友会事務室（沖縄国際大学厚生会館3階）

②対象活動（全活動）

大学における教育・研究・事務・事業

③対象構成員

- (イ) 全教職員（非常勤・臨時含む）
- (ロ) 全学生
- (ハ) 構内事業者及び常駐委託業者

2. 環境方針の策定

- (1) 学長は、環境方針の策定に際し、以下に掲げる事項を留意する。
 - ①環境方針は、自らの教育及び研究を踏まえた取組の方向性を明示する。
 - ②環境への取り組みを自主的・積極的に推進する。
 - ③環境関連法規制等を遵守する。
 - ④PDCAサイクル活動を実施し、環境経営システムの継続的な改善を図る。
 - ⑤環境活動に学生を参画させることにより、環境活動の意義を学習させる。
- (2) 学長は、環境方針を学生、教職員、その他関係者に対し、以下の機会又は方法を通じて、周知徹底を図る。
 - ①グループウェア掲示板
 - ②各種会議での業務連絡の機会
 - ③環境教育・訓練などの機会

3. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価

- (1) 本学は、教育・研究活動における「環境への負荷の自己チェック」及び「環境への取組の自己チェック」を実施し、各種負荷状況の数値把握、環境保全への取組状況の把握と評価に努める。
- (2) 教育・研究活動に伴う環境への影響の把握事項を定め、特に、「二酸化炭素排出量」、「廃棄物排出量」、「総排水量」又は「水資源投入量」、「化学物質使用量」については、必須とする。
- (3) 環境関連の教育・研究状況を把握し、環境への取組の評価を行う。

4. 環境関連法規等の取りまとめ ※ P10参照

- (1) 本学は、教育・研究活動に適用される可能性のある環境関連法規等を調査し、遵守しなければならない事項を一覧表にし、その遵守状況を定期的にチェックする。遵守状況のチェックは、原則として、年に1回行う。
- (2) 教育・研究活動に関して「自主的な目標値」を設けて管理する場合には、(1)項に準じて、その遵守状況をチェックする。

5. 環境目標及び環境活動計画の策定 ※ P11～12参照

- (1) 本学は、環境方針、環境への効果・負荷及び環境活動の状況把握、評価結果を踏まえて、具体的な「環境目標」及び「環境活動計画」を策定する。
- (2) 「環境への効果・負荷と環境への取組状況の把握及び評価」に当たって取り上げた事項〔二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量又は水資源投入量、化学物質使用量〕について、削減目標値又は管理目標値を設定する。
- (3) 環境に関連する教育及び研究（社会貢献を含む）における目標を設定する。
- (4) 取組状況の把握などにより明らかとなった「環境に有益な活動」（リサイクル、環境サークル活動等）に関し、その強化・推進のための目標を設定する。
- (5) 「環境目標」は、3年程度を目処とした中期目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、可能な限り数値化し、文書化して学生、教職員、その他関係者に周知する。
- (6) 「環境活動計画」には、具体的な環境目標と環境活動計画を明示し、管理する。

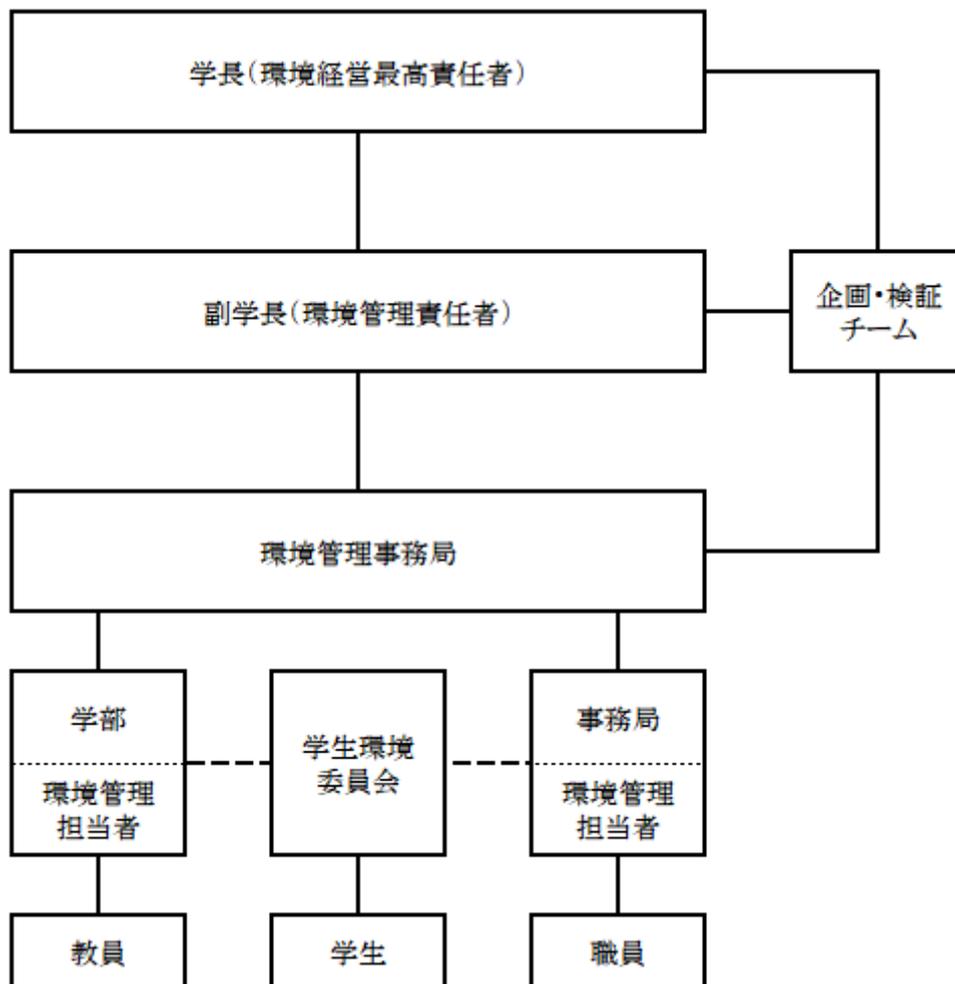
II. 計画の実施 (Do)

6. 実施体制の構築

- (1) 本学は、環境方針に則り環境経営システムを構築し、実行し、その結果を評価し、見直しをするための学内各部局の役割を定め、文書化して全教職員に周知する。
 - ①学長…本学の環境経営最高責任者として、次の役割を負う。
 - (イ) 環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。当該責任者には、現在の責務に関わりなく、責任と権限を明示する。
 - (ロ) 環境経営システムの構築・運用・維持に必要な経営資源（人員・設備・費用等）を準備する。
 - (ハ) 環境経営に関する基本理念・長期戦略・基本方針を制定し、基本的な環境目標を設定する。
 - (二) 環境経営システムの構築・運用に関する情報を収集し、方針・目標をはじめ、システム全体の見直しを行い、必要あれば改訂を指示する。
- ②副学長…環境管理責任者として、次の役割を負う。
 - (イ) 環境経営に関する経営資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために、環境経営に関する環境管理事務局を運営する。
 - (ロ) 環境経営システムの構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見直しのための情報として、その構築・運用に関する情報を最高責任者に報告する。

- ③環境管理事務局…環境管理責任者、環境管理担当者をメンバーとする。PDCA活動を実施することにより環境経営の継続的な改善を図る。
- ④環境管理担当者…各学部及び事務局各部からの選出とし、選出部署への環境方針、環境目標及び環境活動計画の周知徹底及びPDCA活動の統括を図る。
- ⑤教職員…環境方針、環境目標及び環境活動計画を熟知し、それらの達成に向けて環境活動計画を誠実に履行する。
- ⑥学生…大学において、環境に関する教育の主たる対象であり、環境負荷の主な発生源であることを自覚し、環境方針、環境目標及び環境活動計画を熟知するとともに積極的に参画し、それらの達成に向けて環境活動計画を誠実に履行する。
- ⑦学生環境委員会…委員会は学生主体で構成し、「環境レポート」を作成する。委員は、環境管理事務局会議にて承認する。
※委員会アドバイザーを専任教員が担当する。
- ⑧企画・検証チーム…環境管理担当者、学生環境委員から選出したメンバー及び学外有識者と電気担当（管財課）でチームを編成し、本学の取組について企画・検証を行う。

○ 環境活動の取り組み体制



7. 教育の実施

- (1) 本学は、環境方針に基づく環境経営システムを適切、かつ効果的に実施するために必要な研修を実施する。
- (2) 研修は、業務や役割等に応じ、適切に実施する。具体的には下記の項目を実施する。
 - ・全教職員：環境問題の現状や環境管理における環境への取組の意義等、全学共通の環境目標及び環境行動計画の内容、手順
 - ・管理職（学長、学部長等）：各自の役割、責任及び権限、環境経営システムの概要、環境への取組を行う意義、学部、研究科等の環境目標及び環境行動計画の詳細
 - ・専門的な業務に従事する職員等・法規制に関連する業務の担当者：法規制の詳細、遵守手順
 - ・学生：全学共通の環境目標及びその環境行動計画の内容、手順
- (3) 研修に当たっては、年間計画を策定し、学内各部署で適切なプログラムで実施する。
- (4) 以下に掲げる業務に従事する教職員は、職務経歴、資格教育などにより、予め、職務能力を保有することを求める。
 - ①公害防止・廃棄物管理等に関する公的資格を必要とされる者。
 - ②環境への影響の原因になる可能性のある建物・設備・機器などの導入、及び主要な業務の手順又は標準などの仕様を決定する者。

8. 環境コミュニケーションの実施

- (1) 本学は環境コミュニケーションとして、学生環境委員会にて「環境活動レポート」を作成し、環境管理事務局会議の承認を経て、公表する。
- (2) 環境管理事務局又は担当部署（管財課）は、学外からの環境保全に関する苦情や要望を受け、これに誠実に対応する。
- (3) 学外との環境コミュニケーションに関する事項のうち、特に、本学の環境方針において、具体的に掲げた事項については、リスク予防のためのコミュニケーション事項として、環境管理責任者、及び学長と協議の上、コミュニケーションの方法も含めて決定し、対応する。
- (4) これらの結果等は全て文書化し、記録として保存する。

9. 実施及び運用

- (1) 本学は、環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。
- (2) 取組内容は、環境活動計画策定時に設定され、「環境への取組の自己チェック」結果を参考に、具体的に設定する。
- (3) 本学は、環境活動計画の運用、実行に当たって必要な場合は、運用基準、判断基準などを設ける。
- (4) 学生、教職員、その他関係者にも環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する。

10. 環境上の緊急事態への準備及び対応

- (1) 本学は、環境上の緊急事態として、次の事項を想定し対策を定め取り組む。
 - ①台風時の風雨による物の飛散や防護ネットの破損を防ぐために、事前に状況を把握し、飛散物の固定や防護ネットの収納など必要に応じて対応する。

11. 環境関連文書及び記録の作成・管理

A. 環境関連文書の作成・管理

- (1) 本学は、環境管理の取組を実施するため、以下に掲げる文書を作成し、管理する。
文書の作成及び管理は環境管理事務局が行う。
- ①環境方針
 - ②環境目標
 - ③環境活動計画
 - ④環境関連法規の取りまとめ
 - ⑤実施体制
 - ⑥緊急事態の想定結果及びその対応策
- (2) 環境管理の取組の実施に当たり、「環境経営マニュアル」を作成する。
- (3) 継続的な研修を適正に行うため、年間の研修計画書を作成する。
- (4) 本学の教育・研究活動を通じて、環境への負荷となる可能性のある業務として位置付けた事項に関する「業務手順書」を必要に応じて作成する。
- (5) 手順書や環境経営マニュアル等の文書は、改廃の手続きを定め、定期的に見直す。

B. 記録の作成・管理

- (1) 本学は、環境管理の取組状況を確認するために、次に掲げる事項に関する記録を作成し、管理する。記録の管理は環境管理事務局が行う。
- ①環境への取組の自己チェックの結果
 - ②環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
 - ③環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
 - ④問題点の是正及び予防処置の結果
 - ⑤監査の結果
 - ⑥代表者（学長）による全体の取組状況の評価及び見直しの結果
- (2) 記録は、5年間保管する。

III. 取組状況の確認及び評価（Check）

12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

A. 取組状況の確認

- (1) 本学は、下記に掲げる方法で、環境目標の達成状況と環境活動計画の実施状況を定期的に確認・評価する。これらは記録され、副学長（環境管理責任者）により、「代表者（学長）による全体の評価と見直し」のための情報として、学長（環境経営最高責任者）に報告する。
- ①環境目標の達成状況は、環境目標値との差異を評価し、環境活動の有効性を確認する。
 - ②環境活動計画の進捗状況は、各部局の報告に基づいて、担当部局（管財課）及び学生環境委員会にて、全学の状況を取りまとめる。
- (2) 法律等の遵守状況について、定期的（年1回）に担当部局（管財課）からの報告により、全学の状況を確認する。

B. 問題の是正及び予防（再発防止）

- (1) 本学は、環境目標、環境活動計画、法規制等の遵守に照らして、日常の運用・実施の状況に問題があると判断されたときは、副学長の指示によりその是正のための措置を取る。
- (2) 是正の結果は、各部局の環境管理担当者及び学生環境委員会から、環境管理事務局又は担当部局（管財課）を経て副学長に報告する。
- (3) 報告を通じて、リスクの予兆があるときは、環境管理事務局又は担当部局（管財課）が検討し、予防の措置を講ずる。
- (4) ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにする。

C. 取組状況の検証・評価

- (1) 本学は、取組状況の確認・評価を客観的に実施するため、学外有識者を含めた企画・検証チームにより、年1回、環境経営システム全体の取組状況を検証・評価する。
- (2) 以下の項目を検証・評価する。
 - ①環境経営システムにより本学の定めた環境マニュアルが適切に運用されているか。
 - ②環境目標が達成されているか。
 - ③環境活動計画が適切に実施され、環境パフォーマンスが向上しているか。
- (3) 上記の結果は、学長及び副学長に報告する。

IV. 全体の評価と見直し（Action）

13. 代表者（学長）による全体の評価と見直し

- (1) 学長は、環境管理全体の取組状況の評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。
 - ①学長は、環境管理の全ての環境要素に関わる実施状況に関する情報を収集する。
 - ②学長は、副学長、環境管理事務局、環境管理担当者に対し、的確な情報の提供を求め、情報の判断や要因の検討などについて情報の共有化を図る。
- (2) 学長による評価と見直しは、毎年1回実施し、その結果を記録し保存する。

改廃手続き

本環境経営マニュアルの改廃は、環境管理事務局会議において行い、部局館長会へ報告する。

版	改定日	備考
第1版	2021年10月13日 制定	
第2版	2023年6月27日 改定	

○環境関連法規等一覧表

No.	項目	関係法令名
1	公害対策	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 浄化槽法 下水道法 土壌汚染対策法 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法
2	地球環境	地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法) エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (省エネ法) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) 生物多様性基本法
3	リサイクル・ 廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) 施行令及び施行規則の一部改正に関する省令(水銀廃棄物関係) 資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電 リサイクル法) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)
4	化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する 法律(PRTR法) 毒物及び劇物取締法(毒劇法) 高圧ガス保安法
5	環境一般	環境基本法 循環型社会形成推進基本法 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動 の促進に関する法律(環境配慮促進法) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (環境教育等促進法) 沖縄県生活環境保全条例

○環境目標・環境活動計画

活動内容	目的	環境目標	活動計画（必須）	間接的な活動計画等	
エネルギー投入	電力、ガス消費量の削減、二酸化炭素排出量の抑制	基準年度比1%の削減	不在時・未使用時消灯の励行	省エネ型機器への移行 定期的な点検・修繕	
			冷房設定温度の適温化（28℃程度）		
			空調機フィルター等の定期的な清掃（個別空調）		
			夏季軽装の励行		
			出入りロドアの開閉チェック		
			待機時消費電力の低減（パソコン、エアコン等）		
			エレベーターの夜間等の部分的停止		
			階段利用の励行		
			ガス湯沸かし器の使用の見直し		
			エコドライブの推進		
物質投入	用紙類の使用量削減	基準年度比1%の削減	メール活用によるペーパーレス化	グリーン購入用紙の使用	
			会議等資料のスリム化		
			両面コピー・印刷の徹底		
			使用済み用紙の裏面再利用		
グリーン購入の促進	—	—	グリーン購入の促進		
			—		
節水、水の効率的利用	基準年度比1%の削減	—	雨水利用	水漏れ箇所の点検・修繕 節水型衛生器具への移行	
			地下水利用		
学内環境美化	キャンパス内美化	—	緑化の推進	放置物品等の撤去	
			花壇等の地下水・雨水による散水・除草(建物周り)		
			学内一斉清掃の実施		
廃棄物	廃棄物量の削減	基準年度比1%の削減	使用済み用紙リサイクルボックスの設置	ゴミの適正処理（ゴミ集積場所の整備） 廃棄物量の計量	
			会議時のマイコップ使用の普及		
			ゴミの分別回収の徹底		
			燃えるゴミ・生ゴミ発生量の抑制		
		リサイクルの促進	—	新聞や定期刊行物等の購入を必要部数に限定することや、回覧利用方法を含め見直し	資源ゴミのリサイクルの確認
				インク・トナーカートリッジ等のリサイクル化の促進	
				新聞・雑誌・用紙類のリサイクル化の促進	
				缶・びん・ペットボトル等のリサイクル化の促進	
再使用可能物品の学内有効利用					

活動内容	目的	活動計画（必須）	間接的な活動計画等
環境保全活動等 環境教育・研究・ の構築	環境教育 ・研究等	環境教育に関わるカリキュラムの整備	
		環境に関わる研究の積極的な取り組み	
	地域社会 との連携	環境に関する講演会の実施	
		地域との連携による環境活動の実施	
環境経営システム等	実施体制 の整備等	法規等に対応する手順の整備	省エネ法との連動 管理標準の作成 内部監査の実施
		環境活動実施時の役割分担・権限等の明確化	
		研修の実施	
		必要な作業手順や運用基準等の整備	
		学外からの意見や苦情等に対応する仕組みの整備	
		取引先等への協力依頼	
学生サークル等 による環境活動	学生参画 の推進	実施体制の支援	
		エコ大学祭の実施	
		通学に係る環境への負荷の削減	
啓発		環境に関する啓発ポスター等の作成、掲示	

